
広陵町放課後子ども育成教室の民間運営
に関するサウンディング型市場調査

実施要領

令和6年8月

広陵町教育振興部こども局こども課

1 調査の名称

広陵町放課後子ども育成教室の民間運営に関するサウンディング型市場調査

2 調査の背景

本町では、近年利用希望者が増加傾向にある「放課後子ども育成教室事業（学童保育）（以下「学童保育等」という。）」について、喫緊の課題であった指導員の確保及び運営の質向上を目的として令和6年4月から運営に係る民間委託を実施したところです。

運営に係る民間委託により、既存事業の指導員の確保及び運営の質向上については一定の改善が見込まれたところですが、今後5年間は、増加し続けると見込まれる利用希望者全員を受け入れるためには、新たな実施場所及び指導員の確保が必要です。

新たに設置する学童保育等については、引き続き、実施場所の確保等を第一目標に、民間事業者主体の事業運営をお願いしたいと考えております。このことから、本サウンディングにおいて、事業者の皆様の専門的な知見や創意工夫により、上述した課題に対する解決策の検討を進めるため実施するものです。

3 調査の目的

国は「新・放課後子ども総合プラン（平成30年30文科生第396号・子発0914第1号）」にて、学童保育の目標を「小1の壁」及び「待機児童」の解消とともに全ての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう整備を進めることとしています。

本町においても、従前、学童保育事業を「放課後子ども育成教室」とし、保護者の就労状況に関わらず全ての児童の放課後の居場所確保に努めてきたところですが、近年増加する利用希望児童や多様化する利用者ニーズについて、さらなる対応が求められているところです。

そこで、公有施設の利活用も含めた民設民営での新規開設に向けた開設場所及び人材の確保並びに運営方法について、民間事業者との対話を通して市場性や事業展開の可能性を把握するとともに、将来的な構想として、既存学童保育等施設において、指定管理を含めた民設民営での学童保育等運営への移行に係る可能性の諸条件を整理するため、広く意見・提案を求めるサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施するものです。

今回の具体的な事業検討としては、現在利用方法が決定していない公有施設若しくは民間事業者側が用意する施設を用いて民設民営での学童保育等運営を行い、運営費については子ども・子育て支援交付金（国庫・県費）に定める補助基準額の全額を助成する形で実施したいと考えています。

また、現在運営を委託している公設民営学童保育等が令和10年度末までとなるため、指定管理等を見据えた民間移行についても併せて検討したいと考えています。

4 利用可能な公共施設の概要

開設場所については、原則、民間事業者さまでお探しいただくこととしていますが、本町で利用いただける公共施設として、「もくせいクラブ跡地」があります。具体的な施設情報については次のとおりです。

所在地	広陵町馬見北7丁目1番32号
構造・階数	鉄骨造2階建て
延べ床面積	359.52㎡
区域区分	市街化区域
用途地域	第1種中高層住居専用地域
建ぺい率/容積率	50%/150%
その他	15m高度地区
道路	東側：町道馬見北116号線 幅員：5.6m～6.0m 南側：町道馬見北106号線 幅員：5.0m～5.6m
その他	令和2年度末まで、本町放課後子ども育成教室（真美ヶ丘第二小学校区）として使用していた。（定員70名）

5 提案の留意事項

提案に当たっては、下記の事項を踏まえた提案をお願いします。

- (1) 調査対象となる事業は、町内全校区を対象として想定しています。ただし、西小学校区は予想される利用児童数の増加に対して行政で活用可能な施設が無く、町としては喫緊に解消すべき課題として認識しています。
- (2) 当該事業については、サービスのさらなる質向上及び指導員の確保を目的として実施方法や実施場所をご提案ください。
- (3) 提案者自らが実施する運営方法の提案をお願いします（第三者への委託目的での提案は受付しません。）。ただし、提案者が施設の管理を行い、居室の一部を第三者へ貸し付けすることについては許可します。その場合、貸付を行う事業者及び事業内容について、本町と事前協議の上、本町から許可を行うこととします。
- (4) 提案内容については、都市計画法（昭和43年法律第100号）や建築基準法（昭和25年法律第201号）等を遵守したものとしてください。
- (5) 複数の実施場所での提案をしていただいても結構です。
- (6) サウンディングの前提としては民間事業者で実施場所の確保を行っていただく想定ですが、実施場所の確保が困難な場合は、町に賃料を支払うことで「4 利用可能な公共施設の概要」に記載している公有施設を活用することも可能です。

6 スケジュール

実施要領の公表	令和6年8月2日（金）
施設見学申込み期限	令和6年8月13日（火）
施設見学	令和6年8月19日から23日
サウンディング参加申込み期限	令和6年8月30日（金）
資料提出期限	令和6年9月12日（木）
サウンディングの実施	令和6年9月19日（木）PM・20日（金）
実施結果の公表	令和6年10月初旬予定

7 サウンディングの内容

(1) サウンディングの項目

本調査は、事業者の皆さまとの直接対話により実施します。以下の項目について、皆さまの提案をお聞かせください。全ての項目にお答えいただかなくても構いませんので、可能な範囲でお答えください。

ア 事業アイデアについて

- ・事業運営の方針（コンセプト）※独自のサービスがあれば併せてご提案ください。
- ・施設確保の方針（具体的な候補地等あれば）
- ・提供するサービスの具体的な内容（自由提案）
- ・遠隔地（対象とする小学校から半径500m以上）に施設確保する場合の送迎方法
- ・事業実施のタイミングや事業スケジュール等

イ 事業を実施するための条件等について

- ・官民の費用負担割合や求める条件について、皆さまが求める内容をお聞かせください。

ウ その他、提案していただいた事業内容を進めていくための課題等について

- ・現時点で、皆さまが提案していただいた事業を実施していく上で、行政側に対する要望等があればお聞かせください。

(2) サウンディングの対象

ア 応募者は、対象施設を安全・円滑に管理運営する能力を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等のグループ（以下「グループ」という。）とします（個人での応募はできません。）。

イ グループで応募する場合は、主たる役割を担う団体（以下「代表構成団体」という。）を1団体選定してください。また、グループを構成する全ての法人等を明らかにし、各々の役割分担を明確にしておいてください。

ウ グループの構成団体である法人等は、他のグループの構成団体になることはできません。また、グループとは別に単独で申し込むこともできません。

エ 応募者は、応募を含む本調査に係る諸手続きを行うこととします。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとして

これらの要件を満たす必要があります。

ア 応募者は、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、対象施設の適正な管理運営を確実に行うことができる者であること。

ウ 応募者は、当町との協議・調整に十分な能力を有し、事業の諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

(4) 応募者の制限

本実施要領公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及びグループの構成員となることはできません。

ア 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、当町における一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 募集の公告日において当町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に当町から指名停止処分を受けた者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者

オ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

カ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く）

キ アからカまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、相応しくない事由があると町長が認める者

8 サウンディングの実施

(1) サウンディングの申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入の上、Eメールにより、広陵町教育振興部こども局こども課へ提出してください。

なお、件名を【サウンディング参加申込】としてください。

送信後、必ず電話にて受信確認をしてください。

ア 申込期限

公告の日から令和6年8月30日（金）まで

受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く。）

イ 提出先

広陵町教育振興部こども局こども課

（広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」1階）

10 事務局（問い合わせ先）のとおり

(2) 「4 利用可能な公共施設の概要」に係る施設見学の申込

施設見学を希望される場合は、令和6年8月19日（月）から同年8月23日（金）

までの期間で希望日を、別紙の「施設見学申込書」により、令和6年8月13日（火）

までに「10 問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで提出してください。日程調整を行った後、折り返し連絡します。

ア 資料提出

原則、資料は不要で結構ですが、もし、資料をご準備いただける場合は、「6 提案の留意事項」についての意見・考え方等を記載した提案書（任意様式）を作成の上令和6年9月12日（木）までに、広陵町教育振興部こども局こども課へメールで提出してください。その他、必要に応じて、補足資料等も提出してください。

イ 提出方法

「10 問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで提出してください。

ウ サウンディングの実施

① 実施日

令和6年9月19日（木）午後1時00分から午後5時00分まで若しくは、
20日（金） 午前9時00分から午後5時00分までの内、日程調整を行い実施します。日程が決定次第、連絡します。

②所要時間

1事業者につき1時間程度（質疑応答を含む。）

③実施場所

日程が決定次第、併せて連絡します。

④その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。また、参加事業者の出席者は3名以内としてください。

(3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

9 その他

費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

10 事務局（問い合わせ先）

質問等がある場合は、下記までお問い合わせください。

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2

広陵町教育振興部こども局こども課（担当：藤村）

電話番号 0745-55-6820

ファクシミリ 0745-54-5324

Eメール kodomosien@town.nara-koryo.lg.jp